有限会社●●

**事　業　者　選　定　に　係　る　審　査　表**委員　●●　●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
| 経営理念 | 経営実績及び経営の安定性について | ・経営実績等から施設運営の安定性や将来的な展望等についてどのように考えているかを評価する。・役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有するものがいるか。・地域密着型サービスの事業実績が豊富か。 | １０ |  |
| 施設運営に対する基本的な考え方について | ・代表者の施設に対する理念がふさわしいものであるか　どうか。 | ・入所者（利用者）がその有する能力に応じて自立　　した日常生活を営むことができるように目指すものであるか。・人権を尊重し、入所者(利用者)の立場に立った施設サービスの提供に努めようとしているか。・地域や家庭との結びつきを重視した運営であると ともに、綿密な連携に努めようとしているか。 | ５ |  |
| 施設整備及び事業計画 | 施設整備資金の確保について | ・自己資金と借入金の額はどの程度であるか。また、施設単独での年間収支が黒字に　転換する時期をいつごろと想定しているか。・借入金に係る確実な返済計画をもっているか。 | ５ |  |
| 運転資金について | ・運転資金は十分に確保されているか（運営費資金の１２分の３程度が目安） | ５ |  |
| 事業計画及び収支計画について | ・安定的かつ確実に入所が見込まれている中で、収益と費用のバランスを考えたうえで、施設運営が健全かつ継続的に展開できるような計画をもっているか。 | ５ |  |
| 協力病院、医療・福祉との連携について | ・入所者（利用者）の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めて　　おかなければならないが、その体制が十分に整えられているか。・協力歯科医療機関を定めておくよう努めることとなっているが、どのような体制と　なっているか・協力病院が近くにあるか。 | ５ |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
|  |  | ・協力病院の体制はどのようになっているか。また、入所者（利用者）の病状の急変等に備えるため緊急時の体制マニュアルを作成するなど、十分な体制が整えられているか。・指定看護小規模多機能型居宅介護以外の指定居宅サービス等について給付管理を行うこととされているため、利用者が利用する指定居宅サービス事業者と連携を密にしておかなければならないとされているが、どのように連携することとなっているか。 |  |  |
| 施設整備及び 設備 | 施設及び設備に対する考え方について | ・入所者（利用者）に配慮した中で、環境問題や社会状況等の変化にも対応できる施設と　なっているか。・入所者（利用者）が快適な　生活を送ることが可能な仕様となっているか。 | ・入所者（利用者）の利便性を考慮した中で、施設及び設備の基準を超えて整備する予定の施設内容及び　設備はあるのか。また、その理由は何か。・施設全体における省エネルギー対策及びメンテナ ンス性能を向上させる配慮はあるのか。・社会状況等の変化に対応して施設を効率的に運営 する工夫はあるのか。**設備基準**【看護小規模多機能型居宅介護】①居室（宿泊室）ア　個室であること（処遇に必要な場合は２人部屋 も可）。イ　個室の床面積が７．４３㎡以上であること。※個室以外の宿泊室については、合計面積が１人当 たり概ね７．４３㎡以上で、プライバシーが確保された構造であること。②居間及び③食堂機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 | ５ |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
| 　　 | 施設の快適性について | ・快適性に配慮した施設とな っているか。 | ・入所者（利用者）のプライバシーに配慮した居室 となっているか。・換気や臭気対策及び日照や採光など、快適な居室 となっているか。 | ５ |  |
| 防災・防犯対策 | 防災対策について | ・非常災害時における入所者 の避難誘導について配慮した施設となっているか。 | ・地震発生時における防災対策マニュアルの作成や 災害訓練等はどのようになっているか。・火災発生時における防災対策マニュアルの作成や、定期的な訓練等はどのようになっているか。 | ５ |  |
| 防犯対策について | ・安全性に配慮した施設と　なっているか。 | ・居室施設内外での防犯対策をどのように考えてい るか。 | ５ |  |
| サービス提供 | 　サービス提供について | ・サービス提供に対する考え方 | ・他の事業者のサービス提供との違いはあるか。ま た、事業者が運営する既存施設実施している独自の取組み等があるか。・介護は入所者（利用者）の心身の状況に応じた、入所者（利用者）の自立支援と日常生活の充実に向けて積極的に取組む姿勢を持っているか。 | ５ |  |
| 　サービスの質の向上について | ・サービスの質を向上させるための取組 | ・サービスの質を向上させるための積極的な姿勢を 持っているか。・サービスに対する自己評価方式や入所者（利用者）及び家族等の意見を把握するなど、サービス提供に 反映するような取組みを行う予定はあるか。 | ５ |  |
| 利用者への　配慮 | 　自立支援のための方策について | ・入所者（利用者）の心身の状況に応じ、入所者（利用者）の自立支援と日常生活の　　　充実に向けて、積極的に取組む姿勢を持っているか。 | ５ |  |
| 　利用料金の設定について | ・利用料金の設定に対する　考え方について | ・入所（利用）に要する費用は、幅広い層が入所（利用）可能な水準となっているか。 | ５ |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
| 衛生管理 | 　健康管理について | ・看護職員は、常に入所者（利用者）の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じることになっているか。・入所者（利用者）について、定期的な健康診断や健康相談を実施する計画はあるか。 | ５ |  |
| 　感染症防止に対する取組について | ・感染症防止マニュアルを作成する予定はあるか。また、感染症が発生した場合の原因究明委員会等の設置及び行政等に対する報告など、迅速な対応がとれる組織づくりを考えているか。 | ５ |  |
| 苦情処理・事故防止対策 | 　苦情処理について | ・どのような体制で苦情相談窓口を設置する予定であるか。 | ５ |  |
| 　事故防止に対する取組について | ・事故防止マニュアルを作成する予定はあるか。また、事故が発生した場合の原因究明委員会等の設置及び行政等に対する報告など、迅速な対応が取れる組織づくりを考えているか。 | ５ |  |
| 虐待防止に対する取組について | ・虐待防止に配慮した取組が計画されているか。 | ５ |  |
| 地域との連携 | 地域の住民との交流について　ボランティアの活用（受入れ体制）について | ・地域の住民との交流事業を実施（対象となる地域住民や事業内容、回数）する考えはあるか。・どのような場所を利用して交流の場を設ける予定であるか。・積極的にボランティアを活用する意思はあるか。・どのような機会にどのような方法でボランティアを活用する予定であるか。 | ５ |  |
| 　施設に対する地域住民の理解について | ・地域住民に同意を得るうえで、想定される問題点等はあるか。・整備予定地となる周辺住民に対して、どのような方法（個別訪問や自治会等を利用した説明会）で同意を得る予定であるか。 | ５ |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
| 人員の確保・勤務体制・研修等 | 職員の配置について | ・職種ごとの配置基準を確実に満たすことはできるのか。また、その方策はあるのか。 | 【看護小規模多機能型居宅介護】①代表者特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了した者又は保健師若しくは看護師。②管理者ア　常勤であること。イ 専ら管理者の職務に従事する者であること。但し、管理上支障がない場合は、事業所?併設施設等の職務に従事できる。ウ　特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了した者または保健師もしくは看護師。③介護職員ア　日中 | １０ |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
|  |  |  | 通いサービス提供：利用者３人に対し１以上（常勤換算）訪問サービス提供：２以上（常勤換算）イ　夜間・深夜※泊まりサービス及び訪問サービス提供：２人以上（うち１人は宿直勤務勤務可）※泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び 夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる。④看護職員ア　常勤の保健師又は看護師が常勤で１人以上。イ　常勤換算で２．５以上（但し、訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準（看護職員２．５以上）を満たすことにより、イの基準を満たすものとみなす）。ウ　日中の通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ１人以上は保健師、看護師又は准看護師。⑤介護支援専門員ア　居宅サービス計画等の作成に専従する者を置くこと（非常勤可、管理者との兼務可）イ　利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設の他の職務に従事できる。 |  |  |

有限会社●●

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **選定基準** | **審査項目** | **評価方法** | **許可基準及び審査事項（許可基準は太字）** | **配点** | **評****価** |
|  | 職員の採用について | ・夜間の介護職員の配置は万全か。・新規職員を市内から積極的に採用する考えはあるか。 | ５ |  |
| 人材育成（職員研修）について | ・職員の育成への対策が図られているか。・研修計画を作成する考えはあるか。・研修内容の充実についてどのような方法を考えているか。また、職種ごとの年間研修回数をどの程度予定しているか。 | ５ |  |
| 合　　計 | － |  | １３０ |  |

**※５点満点の標準点は３点（１０点満点の標準点は６点）とし、特に劣るは１点（２点）、「劣る」は２点（４点）、「優れている」は４点（８点）、「特に優れている」は５点（１０点）と評価する。**